

(協議事項)

**「川尻地区生活バス」及び「倉橋生活バス」への車両導入に伴う移動円滑化基準
適用除外認定申請について**

「川尻地区生活バス」及び「倉橋地区生活バス」に使用する車両において、次の車両を導入する予定であることから、移動円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令第43条の規定に基づき、基準適用除外の認定を受けることについて、呉市地域公共交通協議会の合意を求めます。

1 新たに配置する車種、型式及び車台番号

路線	車種・形式・車体番号		備考
川尻地区生活バス	車種	ハイエース (乗車定員 10人)	<ul style="list-style-type: none"> ・常用車両の小型化を実施 ・その他ダイヤ改正を実施
	型式	3BA-TRH224W-LDTNK	
	車台番号	TRH224-0023066	
倉橋地区生活バス	車種	ハイエース (乗車定員 10人)	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化した車両 (ハイエース) との入れ替え
	型式	3BA-TRH224W-LDTNK	
	車台番号	TRH224-0023068	

2 移動円滑化基準適用除外認定を必要とする理由

上記路線について、ハイエースを常用車両として新たに配置する予定である。

当該車両は、移動円滑化基準に適合するための改造等が物理的に困難であることから、「移動円滑化基準除外自動車の認定要領」第3項第4号の「車両総重量5t以下であって乗車定員が23人以下の自動車」として移動円滑化基準適用除外の認定を申請するものである。

3 適用除外認定を求める事項

移動円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令

- ・第37条第2項第2号

乗降口のうち一以上は、スロープ板その他の車椅子使用者の乗降を円滑にする設備（国土交通大臣の定める基準に適合しているものに限る。）が備えられていること。

- ・第39条

乗合バス車両には、基準に適合する車椅子スペースを一以上設けなければならない。

- ・第40条第1項

第37条第2項の基準に適合する乗降口と車椅子スペースとの間の通路の幅は、八十センチメートル以上でなければならない。

- ・第40条第2項

通路には、国土交通大臣が定める間隔で手すりを設けなければならない。

- ・第41条

乗合バス車両内には、次に停車する停留所の名称その他の当該乗合バス車両の運行に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を備えなければならない。

乗合バス車両には、車外用放送設備を設けなければならない。

乗合バス車両の前面、左面及び後面に、乗合バス車両の行き先を見やすいように表示しなければならない。

4 車椅子等を利用されるバス利用者への対応

車椅子等を利用し又は自力での乗り降りが困難な利用者に対しては、運転手が可能な限り乗降を補助することで対応します。

<配置する車両写真>

